

参考資料4

遠隔点呼実施要領（案）に対するパブリックコメントの 募集結果について

国土交通省では、令和3年11月30日から令和3年12月13日まで、遠隔点呼実施要領（案）についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、151件（58名）のご意見が寄せられました。
お寄せいただいたご意見の概要を別紙のとおりとりまとめました。

1 実施方法

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 募集期間 | 令和3年11月30日（火）～令和3年12月13日（月） |
| (2) 周知方法 | 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 |
| (3) 意見提出方法 | 電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、
電子メール、FAX及び郵送 |

2 意見数

提出意見数 151件（提出者数58名）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

遠隔点呼実施要領(案)に対する皆様からのご意見

	皆様からのご意見
遠隔点呼の定義について	遠隔点呼の定義として、グループ企業の営業所間とありますが、グループ企業の営業所と車庫間及び車庫と車庫間も点呼の柔軟性を上げる為に対象にすべきと考えます。
	事業者を跨る遠隔点呼の対象範囲の拡大を要望する。グループ企業の資本比率の拡大、共同運行事業者による遠隔点呼、点呼専門業者による遠隔点呼も検討して頂きたい。また、(同じ建物内に同居する)グループ企業間の対面点呼は認められるのか。(5件)
	事業者や運行管理者にわかりやすい用語定義、制度設計にすべきである。例えば、遠隔点呼実施営業所とは点呼を行う営業所を指すのか、点呼を受ける営業所を指すのか分かりにくい。また、従来のIT点呼制度は無くなるのか、もしくは遠隔地点呼に統合されるのか。(4件)
遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件について	運行管理者等が使用するモニターについて、インチ数がやや小さめでも明瞭に画像が確認できる場合は適用を認めて頂きたい。(2件)
	運転者の全身を映す必要性について、外傷箇所を隠してまで乗務しようとする運転者がいるのか、また制服の下に隠れている外傷は対面点呼であっても発見は困難であり、厳しい要件であると感じます。
	本人認証は生体認証装置を備えることを必須要件とすべき。(3件)
	本人認証について、機器による顔認証や運転者の顔写真とカメラモニター画像を運行管理者が比較することで足りる事としてほしい。(3件)
	点呼に必要な情報共有について、実態に合った方法やタイミングを明確に提示していただきたい。また、同一営業所-車庫間の点呼であれば、不要な要件ではないか。(3件)
	過去の点呼記録を共有する意図が不明確で、処理に手間がかかる上、データ量も膨大なものになってしまう為、過去の点呼記録情報は削除してほしい。
	営業所間で共有される情報として「運行管理者等緊急連絡先一覧」及び「乗務員連絡先一覧」を追加すべき。

	営業所間で共有される情報として「定期健康診断結果」を追加すべき。
	営業所間での情報共有について、コスト面の負担が見込まれるため、当面は紙等による共有または点呼機器を介さず営業所間で共有することも認めて頂きたい。(3件)
	遠隔点呼実施の際に体温測定を必須要件とすることを検討いただきたい。
	健康状態の確認について、バイタルデータを測定・比較するのは費用負担が大きく、また、客観的な判定ができるまでは、運用上実務的な制約を設けることは困難と考える。(5件)
	健康状態の確認について、運行管理者が持病等の把握についても必要だがどのように管理すればよいか。
	健康状態の確認は対面でコミュニケーションを取ることが必要であると考え。
	日常点検表も電子システム化が必要ではないか。
	運転者への指示伝達事項について、運転者が見る事の出来る画像掲示板(伝達モニター等)で足りる事としてほしい。
	乗務前点呼時の運行管理者からの指示伝達について、機器に事前に入力することは事業者の任意事項として頂きたい。
	携行品の保持・返却状況の確認について、運転者が口頭で申告することも可能として頂きたい。(4件)
	点呼記録について、「点呼時に当該機器が自動で特定した機器の設置位置」は不要か。
	点呼記録について、「点呼の方法」は不要か。
	点呼記録について、紙の点呼簿を画像保存し共有することで足りる事としてほしい。(3件)
	点呼記録について、「遠隔点呼を受けた運転者ごと」ではなく「実施日時・営業所ごと」に変更してほしい。
	機器等が故障した場合に、自動で運転者ごとかつ電磁的に故障内容を記録する機能を設けることは技術的に困難と考える。(3件)
	記録の消去防止について、機器の故障の恐れがある。定期的に別の機器へバックアップしたり、クラウドサービスなど複数拠点にデータが保存される仕組みを利用したりすることを明記してはどうか。

	<p>記録の出力について、CSV形式は統一規格がなく、有益なデータがあっても活用されない場面がある。</p> <p>他形式での出力も選択肢として認めたり、総務省が「統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルール」を定めており、こちらに準拠することを要件としてはどうか。(4件)</p>
遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件について	<p>本要件は、事業者側が整えなければならない要件との解釈でよいか。</p>
	<p>照度要件について、周囲の明るさ・日差しの差し込みの有無の影響も考慮し、カーテンや照明などの使用を推奨することについても言及すべきではないか。</p>
	<p>ネットワーク環境について、通信速度の定量値を要件に盛り込む必要があるのではないか。(2件)</p>
	<p>監視カメラ等の設置について、アルコール測定時の様子を動画で保存する機器も存在するが、その場合でも施設側に監視カメラの設置は必要か。また、映像の保存期間について、3か月では費用負担が大きく、真に必要な期間を検討すべき。(9件)</p>
運用上遵守すべき事項について	<p>地理情報や道路交通情報等、被遠隔点呼実施営業所の運行区域について業務を遂行するために必要な情報を有することとしているが、情報は道路公団・各県の道路情報をインターネットで確認できていれば問題はないか。</p>
	<p>面識がない運転者に対する点呼の場合、対面・非対面を問わずコミュニケーションの機会を設けるよう努力義務または推奨程度として頂きたい。(6件)</p>
	<p>車両位置の把握について、点呼時には車両が動いていないため、意図が理解しがたい。(2件)</p>
	<p>機器故障時には対面点呼を実施することとなっているが被遠隔点呼実施営業所にも常時運行管理者を待機させておかなければならないということか。また、現行制度で許容されている他の点呼方法についても認めてほしい。(12件)</p>
	<p>交替運転者の手配について、遠隔点呼実施営業所の運行管理者が初動対応を実施することを許容してほしい。</p>
	<p>運輸規則にある、「運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施」は遠隔点呼においても適用されるのか。</p>
	<p>事業者の申請及び実施スキームについて</p>
<p>機器故障等で遠隔点呼が実施できなくなった際の報告について、月末(30日や31日)に発生した事案については、原因究明並びに再発防止策の検討が必要なことから、「発生日から10日以内」等の猶予期間を設けて頂きたい。(5件)</p>	

	<p>運行管理高度化検討会において承認されることにより実施することができるとあるが、スピーディーかつ軽易な事務手続きで実施できるようにしてほしい。また、当該「承認」のプロセス及び、承認した結果の事業者「数」や「態様」を、運輸支局ごとに公表すべきである。(3件)</p> <p>検討会における承認は参加時のみとし、実施中の運用内容の変更、追加等は別途の手続きにおいて柔軟にご対応いただきたい。</p> <p>なぜ、運輸支局への届出ではなく、運行管理高度化検討会の承認とするのか。(2件)</p> <p>運行管理者等は運転者が遠隔点呼を受ける場所を確認するものとするがあるが、通常、使用する車両や携行品類は、営業所や車庫に備わっており、現地に赴かなければ取り扱うことができないため、場所の確認は不要と考える。(2件)</p>
遠隔点呼に対する要望	<p>対面でないとわからない、微妙な変化を見落とすこともあるため、遠隔点呼はあくまで、例外的措置と位置づけてほしい。</p> <p>遠隔点呼機器購入等の助成金制度を導入して頂きたい。(11件)</p> <p>遠隔点呼実施時には、車両台数に応じた運行管理者の選任数の緩和を希望する。(3件)</p>
その他	<p>人手不足及びコロナの感染防止の観点から、遠隔点呼に賛成する。(5件)</p> <p>優良性を問わないということは、事故が多い会社でも遠隔地点呼を認めるということか。また、G マーク取得会社のインセンティブをどう考えているか。(3件)</p> <p>営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならないとの規定されているが遠隔点呼ではどのように扱われるか。また、遠隔点呼は補助者でも実施できるか。(3件)</p> <p>遠隔の距離、事業規模(人数)などの制限等はないのか。</p> <p>県をまたぐ他営業所の車両を運転する際の点呼は、その車両の属する営業所で点呼を受けなければならないが、このケースでも遠隔点呼に代えることが可能なのか。</p> <p>遠隔点呼は、車両への通信型ドラレコの装着(車両内外を常時営業所から確認可能)とセットであるべき。</p> <p>車両に搭載してあるタブレット等を用いた集団点呼が可能となるよう検討いただきたい。</p>

ほか、当該実施要領(案)とは関係のない意見が11件ありました。